

こども家庭庁
令和6年1月2日
15時55分現在

令和6年1月1日 石川県能登地方を震源とする地震に関する被害状況等について
(第3報)

児童福祉施設等関係

(1) 児童福祉施設等の被害状況

→石川県鳳珠郡穴水町において1施設に停電あり。(1/2)

石川県羽咋郡宝達志水町において1施設に断水あり。(1/2)

石川県かほく市において10施設に断水あり。(1/2)

石川県かほく市において1施設に建物被害あり。(1/2)

富山県氷見市において3施設に断水あり。(1/2)

上記被害があった施設において、人的被害なし。(1/2)

引き続き情報収集に努める。

(2) 利用者関係

○災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について

定員やサービスについて把握・調整・配慮要請、および措置負担に係る特例について都道府県等に周知。(1/1)

○各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。

・母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスについて、住民票の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切に受けられるよう柔軟に対応すること(1/1)

・児童福祉法による助産の実施について、付近に助産施設がない場合等やむを得ない事由があるときは助産施設以外で助産の実施を行っても差し支えないこと(1/1)

・保育所等を利用している方々等で、保育料を負担することが困難な者について、保育料の減免ができること等(1/2)

(3) 事業者関係

○児童福祉施設等の人員基準等の取り扱いについて

人員、設備基準の柔軟な取扱いを可能とする旨を都道府県等に周知。(1/1)

○各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としている子ども等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域における子ども等への相談支援を積極的に行うよう要請。(1/1)

○被災者に対する子育て短期支援事業の取り扱いについて

子ども・子育て支援交付金の交付対象事業である子育て短期支援事業のうち、短期入所生活援助（ショートステイ）事業について、被災したことにより一時的に養護を必要とする家庭が対象に含まれていること、利用日数等の弾力的な取扱いを行うことについて各都道府県に周知。（1/2）

（4）その他

- 各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措置（1/1）
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の支払いの猶予等
- 公費負担医療（療育の給付、養育医療）について、医療受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に周知。（1/1）

障害児施設関係

（1）障害児施設の被害状況

→石川県河北郡津幡町において、1施設に断水あり。（1/2）
上記被害があった施設において、人的被害なし。（1/2）
引き続き情報収集に努める。

（2）利用者関係

- 災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について定員やサービスについて把握・調整・配慮要請、および措置負担に係る特例について都道府県等に周知。（1/1）
- 被災した要援護障害者等への対応について
災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（1/1）

（3）事業者関係

- 障害児入所施設等の人員基準等の取扱いについて
人員、設備基準の柔軟な取扱いを可能とする旨を都道府県等に周知。（1/1）

（4）その他

- 障害児者の安否確認等について
市町村が障害児についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県等に周知。（1/1）